

瀬戸市優良工事施工業者表彰選考基準

- 1 この基準は、瀬戸市優良工事施工業者表彰要領（平成19年9月1日施行。以下「表彰要領」という。）の適正な運用を図るため必要な事項を定めるものとする。
- 2 この基準で使用する用語は、表彰要領で使用する用語の例による。
- 3 表彰要領第3条第1号に規定する評定結果が優れていることとは、次の各号の全てを満たす場合をいう。
 - (1) 表彰をする年度の前年度（以下「対象年度」という。）の評定点（審査調書の優良工事対象評定点をいう。以下同じ。）が80点以上の対象工事（表彰要領第2条に規定する対象工事をいう。以下同じ。）があること、かつ、対象年度の全ての対象工事の評定点が70点以上であること。
 - (2) 対象年度における対象工事の請負件数が2件以上であること、又は対象年度及びその前年度における対象工事の請負件数が3件以上であること。ただし、対象年度及びその前年度における対象工事の請負件数が各1件であっても、それぞれの評定点が80点以上である場合は、この要件を満たしているものとする。
 - (3) 対象年度及びその前年度の対象工事の全ての評定点の平均が75点以上であること。
- 4 表彰要領第3条第2号に規定する施工業者の信頼性や社会性の評価について、対象年度以降に次の各号のいずれかに該当する場合は、選考の対象外とする。
 - (1) 次のアからウまでのいずれかに該当する場合（信頼性の評価）
 - ア 瀬戸市指名停止取扱要領（平成13年8月1日施行）第4条に該当する場合
 - イ 工事請負契約書及び瀬戸市工事等成績評定要領（平成2年9月1日施行）第6条第1号に規定する工事成績評定表の考査項目「法令遵守等」に抵触した場合
 - ウ 市税の納付を怠った場合
 - (2) 次のアからウまでのいずれも行われていない場合（社会性の評価）
 - ア ISOの取得（9001、14001）
 - イ 市内の本店、支店、営業所の設置
 - ウ 対象年度以前5年間の災害協定等に基づく活動（各年度1回以上）
（災害協定等に基づく活動とは、瀬戸市災害応援に関する協定、瀬戸市公共土木施設緊急維持修繕工事に係る協定書、瀬戸市雪氷対策業務、瀬戸市水道災害相互応援に関する覚書及び瀬戸市水道緊急修繕工事における協定書による活動をいう。）
 - (3) 新聞報道等により社会的に影響を及ぼす不祥事の実事が明らかになる等、表彰するにふさわしくない行為があった場合
- 5 表彰要領第3条に規定する審査調書の様式は、第1号様式とする。

附 則

この内規は平成19年9月1日から適用する。

附 則

この内規は平成30年4月1日から適用する。

附 則

この内規は令和元年12月26日から適用する。

附 則

この内規は令和5年6月1日から適用する。